感染確認区域

豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが
確認された地点から半径10㎞圏内の区域

※52例目による感染確認区域は、
すでに指定している区域内に全て含まれるため、
図面の更新は行っておりません。

R6.4.2陽性確認

令和３年度
徳島県鳥獣保護区等位置図（西部）

◆捕獲禁止

鳥獣の種類	禁止期間	区域
ヤマドリ（オス）、キジ（オス）、コウライキジ	11月15日から翌年2月15日まで	全域
ニホンジカ、イノシシ	11月15日から翌年3月31日まで	全域

徳島県
令和3年11月1日現在

狩猟における注意事項

1. 出猟の際、登録証、記章、許可証を確認すること。
2. 鳥獣保護区等を確認し、違反をしないこと。
3. 日出前、日没後の銃猟はしないこと。
4. 酒気を帯びて出猟しないこと。
5. 登山者や農林業作業者に十分注意すること。
6. 発砲の時は、矢先を確認すること。
7. 銃の運搬は、弾を抜き、銃袋に入れて運搬すること。
8. 山火事を起こさないよう十分に気をつけること。
9. 銃は必ず点検を行い、自分の管理下に置くこと。
10. 電線、電話線に向かって発砲しないこと。
11. 出猟後は、出猟結果を狩猟者登録証裏面に記録し、正確な報告に努めること。
12. 徳島市、小松島市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、上板町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、藍住町、つるぎ町、東みよし町では、地籍調査を実施しており調査員が入っていることもあるので、十分に気をつけること。
13. 国有林及び官行造林内で狩猟する場合は、必ず「入林の手続き」を行い「入林票」の交付を受けること。なお入林の手続きについては、入林予定日の概ね２週間前までに徳島森林管理署へ提出すること。

徳島森林管理署連絡先(国有林についての問合わせ)
住所　〒771-0117　徳島市川内町鶴島239-1
電話　088-637-1230

徳島県における日の出・日の入り時刻表

日	曜日	令和3年11月 日の出	日の入	日	曜日	令和3年12月 日の出	日の入	日	曜日	令和4年1月 日の出	日の入	日	曜日	令和4年2月 日の出	日の入	日	曜日	令和4年3月 日の出	日の入
1	月	6時21分	17時10分	1	水	6時49分	16時53分	1	土	7時07分	17時03分	1	火	6時59分	17時53分	1	火	6時31分	17時58分
2	火	6:22	17:09	2	木	6:49	16:53	2	日	7:07	17:04	2	水	6:58	17:33	2	水	6:30	17:59
3	水	6:23	17:08	3	金	6:50	16:53	3	月	7:07	17:05	3	木	6:57	17:34	3	木	6:28	18:00
4	木	6:24	17:07	4	土	6:51	16:53	4	火	7:07	17:06	4	金	6:57	17:35	4	金	6:27	18:01
5	金	6:24	17:06	5	日	6:52	16:53	5	水	7:08	17:07	5	土	6:56	17:36	5	土	6:26	18:01
6	土	6:25	17:05	6	月	6:53	16:53	6	木	7:08	17:07	6	日	6:55	17:37	6	日	6:25	
7	日	6:26	17:04	7	火	6:54	16:53	7	金	7:08	17:08	7	月	6:54	17:38	7	月	6:23	
8	月	6:27	17:03	8	水	6:54	16:53	8	土	7:08	17:09	8	火	6:53	17:39	8	火	6:22	
9	火	6:28	17:03	9	木	6:55	16:53	9	日	7:08	17:10	9	水	6:52	17:40	9	水	6:21	
10	水	6:29	17:02	10	金	6:56	16:53	10	月	7:08	17:11	10	木	6:52	17:41	10	木	6:19	
11	木	6:30	17:01	11	土	6:57	16:53	11	火	7:08	17:12	11	金	6:51	17:42	11	金	6:18	
12	金	6:31	17:01	12	日	6:57	16:53	12	水	7:07	17:13	12	土	6:50	17:43	12	土	6:17	
13	土	6:32	17:00	13	月	6:58	16:54	13	木	7:07	17:14	13	日	6:49	17:44	13	日	6:15	
14	日	6:33	16:59	14	火	6:59	16:54	14	金	7:07	17:15	14	月	6:48	17:45	14	月	6:14	
15	月	6:34	16:59	15	水	6:59	16:54	15	土	7:07	17:15	15	火	6:47	17:46	15	火	6:13	
16	火	6:35	16:58	16	木	7:00	16:55	16	日	7:07	17:16	16	水	6:46	17:46	16	水	6:11	
17	水	6:36	16:57	17	金	7:01	16:55	17	月	7:06	17:17	17	木	6:45	17:47	17	木	6:10	
18	木	6:37	16:57	18	土	7:01	16:55	18	火	7:06	17:18	18	金	6:44	17:48	18	金	6:09	
19	金	6:38	16:56	19	日	7:02	16:56	19	水	7:06	17:19	19	土	6:43	17:49	19	土	6:07	
20	土	6:38	16:56	20	月	7:02	16:56	20	木	7:05	17:20	20	日	6:41	17:50	20	日	6:06	
21	日	6:39	16:55	21	火	7:03	16:57	21	金	7:05	17:21	21	月	6:40	17:51	21	月	6:05	
22	月	6:40	16:55	22	水	7:03	16:57	22	土	7:05	17:22	22	火	6:39	17:52	22	火	6:03	
23	火	6:41	16:55	23	木	7:04	16:58	23	日	7:04	17:23	23	水	6:38	17:53	23	水	6:02	
24	水	6:42	16:54	24	金	7:04	16:58	24	月	7:04	17:24	24	木	6:37	17:54	24	木	6:00	
25	木	6:43	16:54	25	土	7:05	16:59	25	火	7:03	17:25	25	金	6:36	17:55	25	金	5:59	18:17
26	金	6:44	16:54	26	日	7:06	16:59	26	水	7:03	17:26	26	土	6:34	17:55	26	土	5:58	18:18
27	土	6:45	16:53	27	月	7:06	17:00	27	木	7:02	17:27	27	日	6:33	17:56	27	日	5:56	18:19
28	日	6:46	16:53	28	火	7:06	17:01	28	金	7:02	17:28	28	月	6:32	17:57	28	月	5:55	18:19
29	月	6:47	16:53	29	水	7:06	17:01	29	土	7:01	17:29					29	火	5:54	18:20
30	火	6:48	16:53	30	木	7:06	17:02	30	日	7:00	17:30					30	水	5:52	18:21
				31	金	7:07	17:03	31	月	7:00	17:31					31	木	5:51	18:22

地域によって1分から2分の誤差がありますのでご注意ください。この時刻表は海上保安庁ホームページのデータを使用したものです。

1　鳥獣保護区

番号	名称	種別	面積（ha）	期間
①	（国指定）剣山山系	大規模生息地	10,009	平成21.11.1～令和11.10.31
②	石井・月ノ宮	森林鳥獣生息地	656	令和３.11.1～令和13.10.31
③	南川	身近な鳥獣生息地	63	〃
④	高城山	森林鳥獣生息地	615	〃
⑤	神山森林公園	身近な鳥獣生息地	297	平成24.11.1～令和４.10.31
⑥	いきものふれあいの里	身近な鳥獣生息地	400	〃
⑦	春森	森林鳥獣生息地	380	〃
⑧	鶴奥	森林鳥獣生息地	600	〃
⑨	大歩危	森林鳥獣生息地	500	〃
⑩	板野町東部	身近な鳥獣生息地	137	平成25.11.1～令和５.10.31
⑪	妙見山	身近な鳥獣生息地	170	〃
⑫	伊島	集団渡来地	455	〃
⑬	南阿波サンライン	森林鳥獣生息地	110	〃
⑭	牟岐大島	集団繁殖地	170	〃
⑮	中津峰	身近な鳥獣生息地	131	平成26.11.1～令和６.10.31
⑯	大神子	身近な鳥獣生息地	850	〃
⑰	鶴林寺	身近な鳥獣生息地	66	〃
⑱	あいあいらんど	森林鳥獣生息地	90	〃
⑲	黒滝山	森林鳥獣生息地	125	〃
⑳	日和佐大浜	身近な鳥獣生息地	2	〃
㉑	大滝山	森林鳥獣生息地	450	〃
㉒	土釜	森林鳥獣生息地	77	〃
㉓	舞中島	身近な鳥獣生息地	343	〃
㉔	箸蔵	森林鳥獣生息地	530	〃
㉕	雲辺寺	森林鳥獣生息地	100	〃
㉖	竜ヶ岳	森林鳥獣生息地	470	〃
㉗	鮎喰川	集団渡来地	100	平成27.11.1～令和７.10.31
㉘	四国三郎橋	身近な鳥獣生息地	63	〃
㉙	六条大橋	集団渡来地	88	〃
㉚	福井ダム湖	身近な鳥獣生息地	197	〃
㉛	高越山	森林鳥獣生息地	600	〃
㉜	鳴滝	森林鳥獣生息地	64	〃
㉝	鳴門コウノトリ	希少鳥獣生息地	490	〃
㉞	高丸山	森林鳥獣生息地	29	平成28.11.1～令和８.10.31
㉟	橋	森林鳥獣生息地	285	〃
㊱	轟	森林鳥獣生息地	770	〃
㊲	竜王山	森林鳥獣生息地	200	〃
㊳	滝の宮	身近な鳥獣生息地	1	〃
㊴	眉山	身近な鳥獣生息地	1,450	平成29.11.1～令和９.10.31
㊵	薬王寺	身近な鳥獣生息地	53	〃
㊶	切幡・浦の池	森林鳥獣生息地	455	〃
㊷	宮川内	森林鳥獣生息地	422	〃
㊸	内海	森林鳥獣生息地	1,440	平成30.11.1～令和10.10.31
㊹	柴小屋	森林鳥獣生息地	200	〃
㊺	焼山寺	森林鳥獣生息地	120	〃
㊻	野鹿池	森林鳥獣生息地	10	〃
㊼	天神丸	森林鳥獣生息地	652	〃
㊽	土柱	森林鳥獣生息地	133	令和１.11.1～令和11.10.31
㊾	仁賀木	森林鳥獣生息地	174	〃
㊿	津乃峰	身近な鳥獣生息地	20	〃
(51)	太龍寺	身近な鳥獣生息地	45	〃
(52)	大麻山	森林鳥獣生息地	310	令和２.11.1～令和12.10.31
(53)	植桜	森林鳥獣生息地	77	〃
		合計53箇所	26,244	

2　鳥獣保護区特別保護地区

番号	名称	種別	面積（ha）	期間
①	（国指定）剣山山系	大規模生息地	1,006	平成21.11.1～令和11.10.31
②	石井・月ノ宮	身近な鳥獣生息地	21	令和３.11.1～令和13.10.31
⑨	大歩危	森林鳥獣生息地	144	平成24.11.1～令和４.10.31
⑫	伊島	集団渡来地	153	平成25.11.1～令和５.10.31
⑮	中津峰	身近な鳥獣生息地	22	平成26.11.1～令和６.10.31
⑯	大神子	身近な鳥獣生息地	186	〃
⑱	あいあいらんど	森林鳥獣生息地	50	〃
⑲	黒滝山	森林鳥獣生息地	80	〃
㉑	大滝山	森林鳥獣生息地	8	〃
㉔	箸蔵	森林鳥獣生息地	160	〃
㉖	竜ヶ岳	森林鳥獣生息地	100	〃
㉛	高越山	森林鳥獣生息地	100	平成27.11.1～令和７.10.31
㉜	鳴滝	森林鳥獣生息地	64	〃
㉞	高丸山	森林鳥獣生息地	29	平成28.11.1～令和８.10.31
㊱	轟	森林鳥獣生息地	120	〃
㊲	眉山	身近な鳥獣生息地	170	平成29.11.1～令和９.10.31
㊵	薬王寺	身近な鳥獣生息地	11	〃
㊶	切幡・浦の池	森林鳥獣生息地	26	〃
㊹	柴小屋	森林鳥獣生息地	20	平成30.11.1～令和10.10.31
㊺	焼山寺	森林鳥獣生息地	20	〃
㊿	津乃峰	身近な鳥獣生息地	3	令和１.11.1～令和11.10.31
(51)	太龍寺	身近な鳥獣生息地	6	〃
		合計22箇所	2,499	

3　特定猟具使用禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	面積（ha）	期間
①	中山	銃器	450	令和３.11.1～令和13.10.31
②	宗野・多家良	銃器	440	〃
③	松茂・笹木野	銃器	135	〃
④	高原	銃器	50	〃
⑤	那東	銃器	38	〃
⑥	大麻南	銃器	137	〃
⑦	瀬戸	銃器	130	〃
⑧	桑野	銃器	565	〃
⑨	小勝島	銃器	300	〃
⑩	美馬	銃器	1,180	〃
⑪	半田	銃器	247	〃
⑫	花園	銃器	55	〃
⑬	南谷	銃器	56	〃
⑭	平	銃器	135	〃
⑮	台	銃器	63	〃
⑯	鯛浜	銃器	140	平成29.11.1～令和４.10.31
⑰	大寺・第十新田	銃器	40	〃
⑱	川内	銃器	842	〃
⑲	野上橋	銃器	9	〃
⑳	豊岡・長原	銃器	94	〃
㉑	海南	銃器	1,080	〃
㉒	阿波市市街地	銃器	3,151	〃
㉓	西条大橋	銃器	25	〃
㉔	熊谷	銃器	58	〃
㉕	上馬路	銃器	50	〃
㉖	辻・西井川	銃器	138	〃
㉗	鷲敷工場団地	銃器	54	平成30.11.1～令和５.10.31
㉘	鷲の里	銃器	70	〃
㉙	奥河内	銃器	223	〃
㉚	清水	銃器	22	〃
㉛	辻	銃器	10	〃
㉜	貞光	銃器	180	〃
㉝	鳴門	銃器	8,315	〃
㉞	中池	銃器	1	〃
㉟	息山寺	銃器	3	〃
㊱	徳島	銃器	3,340	令和１.11.1～令和６.10.31
㊲	徳島市総合動植物公園	銃器	87	〃
㊳	しらさぎ台	銃器	296	〃
㊴	大津南	銃器	53	〃
㊵	小松島	銃器	1,820	〃
㊶	石井	銃器	444	〃
㊷	吉野川市街地	銃器	2,690	〃
㊸	宍喰・水床	銃器	742	〃
㊹	吉野	銃器	17	〃
㊺	中野	銃器	45	〃
㊻	穴吹	銃器	39	〃
㊼	宮内	銃器	110	〃
㊽	加茂	銃器	430	〃
㊾	菅生藤	銃器	48	〃
㊿	撫養	くくりわな	400	〃
(51)	入田	銃器	65	令和２.11.1～令和７.10.31
(52)	吉野川河口	銃器	261	〃
(53)	鮎喰川	銃器	190	〃
(54)	勝浦	銃器	377	〃
(55)	藍住	銃器	2,030	〃
(56)	宮川内谷川	銃器	56	〃
(57)	那賀川・羽ノ浦	銃器	1,560	〃
(58)	阿南市平野部	銃器	3,600	〃
(59)	宇谷・桑野谷	銃器	443	〃
(60)	牟岐・灘	銃器	565	〃
(61)	脇町・岩倉	銃器	1,274	〃
(62)	大川持	銃器	25	〃
(63)	池田	銃器	382	〃
(64)	滝久保	銃器	62	〃
(65)	吹	銃器	70	〃
		合計65箇所	40,007	

4　指定猟法禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	面積（ha）	期間
①	椿田・槍戸くくりわな猟禁止区域	くくりわな	11,460	平成29.11.1～令和４.10.31
②	橘湾鉛散弾猟禁止区域	鉛散弾	98	平成30.11.1～令和５.10.31
③	谷道くくりわな猟禁止区域	くくりわな	3,245	〃
		合計3箇所	14,803	

● 徳島県の狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ヤマドリ（オス）、キジ（オス）、コウライキジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ（オス）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ	11月15日から翌年２月15日まで
ニホンジカ、イノシシ	11月15日から翌年３月31日まで

● 捕獲数の制限

狩猟鳥獣の種類	１日の制限羽数又は頭数
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して５羽（網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽）
ヤマドリ（オス）、キジ（オス）、コウライキジ	合計して２羽
コジュケイ	５羽
バン	３羽
ヤマシギ、タシギ	合計して５羽
キジバト	10羽

凡例

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区（国指定）
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）
- 特定猟具使用禁止区域（くくりわな）
- 国有林・官行造林
- 指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用）
- 指定猟法禁止区域（くくりわなの使用）
- くくりわな12cm規制解除を行わない区域

1：100,000

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分１地勢図を使用した。（承認番号　平28四使、第３号）」